

ごきげん生活ねっとモニター利用規約

第1条 総則

1. 本規約は、小林製薬株式会社（以下「当社」といいます。）が行う調査事業「ごきげん生活ねっと」（以下「本モニター事業」といいます。）に関して規定するものです。
2. 本モニター事業は、当社が、第3条に定めるところにより当社が登録を承認した対象者（以下「モニター」といいます。）に対して、当社製品の開発等のために調査を行う目的で、電子メールの送信やウェブサイトにおける通知等の方法を用いて調査への参加依頼を行い、モニターが当該依頼を受けて回答又は調査を行い、当社が当該回答又は協力をしたモニターに対し、所定の謝礼や景品等を提供するものです。
3. 当社からの調査の依頼は、調査の目的等に応じて依頼されるものであり、すべてのモニターに依頼を約束するものではありません。また、所定の人数を上限として募集しており、当社から依頼を受けたすべてのモニターに調査等への回答の権利を約束するものではありません。
4. 当社は本規約のほか、個々の調査に関して適用される規約（以下「個別規約」といいます。）を定めることができます。また、当社が別途定める方法により個別規約をモニターに通知し又は本サイトに掲示した場合、モニターは、本規約に加えて個別規約も遵守するものとします。
5. 個々の調査に関して、個別規約に本規約の定めと異なる内容の定めがある場合、矛盾抵触する範囲において、個別規約の定めを優先して適用するものとします。

第2条 モニターの登録資格及び方法

1. モニター登録希望者は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、登録資格を有するものとします。
 - ①日本法において成人であること
 - ②日本国内に在住していること
 - ③当社グループが提供している製品又はサービスと同一若しくは同様の製品又はサービスを提供している企業に勤務していないこと、及び勤務している家族（四親等以内の親族に限る。）がいないこと
 - ④反社会的勢力に属しておらず、また、資金提供その他の方法で交流・関与していないこと
 - ⑤過去に当社との契約又は規約に違反していないこと
2. モニター登録希望者は、次の各号に定めるすべての手続を遵守した上で、登録するものとします。
 - ①モニター登録を希望する本人が登録手続を行うこと（④の場合を除き、代理登録は認められません。）

- ②複数アカウントによる重複登録ではないこと
- ③既に登録されているモニターとは異なるメールアドレスを用いること
- ④成年被後見人、被保佐人、被補助人である場合は、法定代理人が登録手続を行うこと又は法定代理人の同意を得ていること
- ⑤登録手続において申告した情報の全部が真正であり、誤記・記載漏れがないこと

第3条 当社による承認

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を承認しないことができます。
 - ①前条の定めるモニター資格又は登録手続に違反がある場合
 - ②過去の調査等において参加停止又はモニター登録抹消の措置を受けている場合
 - ③その他登録承認が不相当である場合
2. 当社は、モニター登録を承認した対象者に対して、モニターとして本モニター事業を受けるためのログインID及びパスワードを付与します。
3. モニター希望者による登録手続が完了し、当社が登録を承認した時点で、モニター登録が完了するものとします。

第4条 モニターの義務

モニターは、善良な管理者の注意をもって、本モニター事業に誠実に協力するものとします。

第5条 ログインID及びパスワードの管理

1. モニターは、調査に参加する際には、前条に基づき当社から付与されたログインID及びパスワードを使用するものとし、他者のものを使用してはなりません。
2. 登録の際に当社が付与したログインID及びパスワードの管理とその使用に関しては、モニター本人が自らの責任で厳密に管理するものとします。
3. モニターは、当社から付与されたログインID及びパスワードを譲渡、貸与、名義変更、売買その他方法を問わず、第三者に対して提供してはならないものとします。
4. モニターは、当社から付与されたログインID又はパスワードが盗用された場合や第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知するとともに、当社から指示のある場合はこれに従うものとします。

第6条 登録情報の変更

1. モニターは、住所、電話番号その他の登録情報に関して変更が生じた場合、速やかに当社所定の変更手続を行い、常に最新の真正かつ正確な情報を登録するものとします。
2. モニターは、当社の求めがある場合には、当社指定の期間内に当社所定の登録情報の変更手続を行うものとします。

第7条 登録情報の取扱い

1. 当社は、モニターの登録情報を次の各号に定める目的に利用できるものとします。
 - ①本モニター事業の実施又は運営
 - ②本モニター事業に関する謝礼・景品・調査サンプル品等の発送
 - ③モニターからの問い合わせ等への対応
 - ④モニターの維持管理を目的とした各種施策の実施又は運営
 - ⑤その他上記各号に付随する業務
2. 当社は、モニターの登録情報を、当社が別途定めウェブサイト等に掲載する『個人情報保護に関する基本方針』に基づき適切に管理します。
3. 前2項の定めに関わらず、当社は、第1項各号に定める目的のために、モニターの事前の承諾を得ることなく、モニターの登録情報を当社の選定した委託業者に対し提供し、当該業者に利用させることができるものとします。

第8条 モニターの禁止行為

モニターは、次の各号に定める行為又はそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法律、条例その他法令に違反する行為（犯罪に関する行為を含みます。）
- ③当社、他のモニター又は第三者の権利を侵害する行為
- ④当社、他のモニター又は第三者を誹謗・中傷する行為
- ⑤当社、他のモニター又は第三者に不利益を与える行為
- ⑥本モニター事業の運営を妨害する行為
- ⑦虚偽又は事実と反する情報を登録又は回答する行為
- ⑧同一人物によるモニターの重複登録
- ⑨別人になりすましてのモニター登録又は調査参加
- ⑩複数人物によるログインID又はパスワードの使用
- ⑪ログインID又はパスワードの不正使用
- ⑫次条に定める守秘義務の違反
- ⑬本モニター事業内での営業行為、政治活動、選挙活動、宗教勧誘
- ⑭本モニター事業の目的外利用
- ⑮反社会的勢力に属し、また、資金提供その他の方法で交流・関与する行為
- ⑯その他当社が不適当と判断する行為

第9条 モニターの守秘義務

1. モニターは、調査に係る質問の内容、当該質問に対するモニターの回答その他本モニタ

一事業の利用を通じて知り得た一切の情報（ウェブサイトや電子メールを通じて取得したテキストデータ、画像データ、動画データを含みますがこれらに限りません。）を、厳に秘密として保持するとともに、電子メールでの伝達やインターネット・SNSでの書き込み等いかなる手段・方法によっても、第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ、調査への回答以外の目的に利用しないものとします。

2. 本条に定めるモニターの守秘義務は、モニターの退会後又はモニター登録の抹消後においても、なお有効に存続するものとします。

第10条 電子メールの送受信

1. モニターは、モニターとして当社と電子メールの送受信を行う場合には、登録情報として申告したものと同一のメールアドレスを使用するものとします。
2. 前項に関わらず、当社が連絡の方法を別途指定した場合には、モニターは当該方法で当社と連絡を取るものとします。

第11条 調査協力に対する報酬

1. 当社は、モニターの承諾を得て無償で実施する場合を除き、調査に対する回答又は協力に対する報酬として、モニターに対し、謝礼や景品等を提供します。なお、モニター登録それ自体に報酬は発生しません。
2. 前項に定める報酬の内容、提供方法、提供期間等の諸条件は、当社が、調査ごとに定めるものとします。ただし、モニターによる調査回答又は協力があった場合も、次の各号のいずれかに該当する場合には、報酬を提供しないことができるものとします。
 - ①回答・協力の内容に漏れ又は不十分がある場合
 - ②回答・協力の内容に不誠実又は不適切がある場合
 - ③回答・協力期限に遅れる等の当社の定めた諸条件を満たさない場合
 - ④その他報酬提供が不相当である場合
3. 当社が別途申し出た場合を除き、モニターが調査に参加するために支出する一切の諸費用（交通費、通信費、電気代を含みますがこれらに限りません。）は、モニターの負担とします。

第12条 権利の帰属

1. 当社がモニターに対して提供するすべての情報に関する著作権その他一切の権利は、当社が保有するものであって、情報の提供によりモニターに対してこれらの権利を譲渡又は利用許諾するものではありません。
2. モニターは、本モニター事業に基づき回答したすべての情報（以下「回答情報」といいます。）に関する著作権その他一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）を当社に譲渡するものとします。なお、モニターは、回答情報に係る著作権

人格権を当社及び当社の指定する第三者に対して行使しないものとします。

3. 当社は、回答情報を、その裁量で自由に利用（複製、修正、編集を含みますがこれらに限られません。）し、モニターの事前の承諾を得ることなく第三者に提供して利用させることができるものとします。
4. 前項の規定は、モニターの退会后又はモニター登録の抹消後においても、なお有効に存続するものとします。

第13条 退会

1. モニターは、退会を望む場合、当社所定の手続に従い、退会を申請することができます。また、当該モニターは、当社による退会処理手続の完了をもって、退会するものとします。
2. 退会したモニターは、本モニター事業に関する一切の権利を失うものとし、当社に対して何らの請求権も有しないものとします。

第14条 調査参加の停止及びモニター登録の抹消

1. 当社は、モニターが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該モニターについて、調査への参加を停止し、又は、モニター登録を抹消することができるものとします。
 - ①第2条第1項に定めるモニター資格を満たさない場合（登録後に資格喪失した場合を含みます。）
 - ②第2条第2項に定めるモニター登録の方法に違反した場合
 - ③過去の調査等において参加停止又はモニター登録抹消の措置を受けている場合
 - ④第8条に定める禁止行為を行った場合
 - ⑤長期間にわたって調査に参加していないこと等を理由として、当社が調査への参加意思等について確認の連絡をしたにも関わらず、相当の期間内にモニターから継続の意思表示がない場合
 - ⑥長期間にわたって当社からの連絡（電子メール、電話を含みますがこれらに限られません。）に対し、モニターから応答がない場合
 - ⑦本規約又は個別規約に違反した場合
 - ⑧その他調査参加又はモニター登録が不相当である場合
2. 当社は、前項に基づいて調査参加の停止又はモニター登録の抹消を行う場合、当該モニターに対して通知するものとします。ただし、当該モニターからの当該措置に関連する問い合わせに対してその理由等を回答する義務を一切負わないものとします。

第15条 責任

1. モニターは、本モニター事業に関連して提供される物品やサービス（以下総称して「物品等」といいます。）について、それらに記載された注意及び物品等の提供者（当社に

限らず、別の事業者の場合を含みます。) から受ける使用上の注意並びに当社からの指示に従うものとし、(これらの注意や指示が書類、電子メール、ウェブサイト等の文字情報で提供された場合、モニターはそれらをよく読んだ上で従うものとし、)。

2. モニターは、物品等を、善良なる管理者の注意をもって管理し、自らの責任で使用するほか、当社の指示に従って返却又は廃棄するものとし、
3. モニターが本規約又は個別規約のいずれかに違反し、当社又は第三者に損害を与えた場合、当社は当該モニターに対して損害賠償の請求を行うことができるものとし、
4. 当社が本規約又は個別規約のいずれかに違反し、自己の故意又は過失によりモニターに損害を与えた場合、当該モニターは当社に対して損害賠償の請求を行うことができるものとし、
5. 当社がモニターに対して損害賠償義務を負う場合(前項の場合を含みますがこれに限りません。)、賠償すべき損害の範囲は、当該モニターに現実に発生した通常かつ直接の損害に限り、逸失利益を含む特別な事情から生じた損害等については責任を負わないものとし、ただし、当該損害が当社の故意又は重過失に起因する場合は、本項は適用されません。

第16条 サービスの内容変更、一時中断、停止、中止

当社は、理由の如何に関わらずいつでも、何らの告知なしに、またモニターの事前の承諾を得ることなく、本モニター事業の内容の全部若しくは一部を変更し、又は、本モニター事業の全部若しくは一部を一時中断、停止若しくは中止することができるものとし、

第17条 サービスの代行

当社は、当社の選定した委託業者に対し、本モニター事業の全部又は一部を代行させることができるものとし、

第18条 権利等の譲渡禁止

モニターは、モニターとしての地位並びに本モニター事業の利用により取得した権利及び負担した義務を譲渡、転貸、担保差し入れその他方法を問わず処分することはできないものとし、

第19条 準拠法及び裁判管轄

1. 本規約及び個別規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、
2. 当社とモニターの間で本規約又は個別規約に関連して紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、

第20条 規約の変更

当社は、①本規約及び個別規約の変更がモニターの一般の利益に適合する場合、又は②本規約及び個別規約の変更が規約を策定した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的である場合は、当社の裁量により30日前までに本サイト上に掲載する方法又は当社が別途指定する方法によりモニターに公表又は通知することにより、本規約及び個別規約を任意に改定することができるものとします。

第21条 家族の調査参加

1. モニターは、次の各号に定めるすべての手続を遵守することを条件に、自身の家族（二親等以内の成人の親族に限る。）を当社に紹介し、調査に参加させることができます。
 - ①当社からの調査依頼に応じる際に、家族を調査に参加させる旨を申告すること（以下、当該家族を「家族モニター」といいます。）
 - ②家族モニターに、当社が別途案内する利用規約に同意させること又は同意書に署名押印の上当社宛に返送させること（当社にて同意が確認できない場合は調査への参加を認めません。）
 - ③本モニター事業に関連して提供される物品等がある場合は、当社がモニターに送付した物品等を家族モニターに引き渡すこと
 - ④調査参加した家族モニターに回答させること
 - ⑤調査参加の報酬として謝礼や景品等がある場合は、当社がモニターに送付した報酬を家族モニターに引き渡すこと
2. 当社は、モニターが前項に定める手続を遵守した場合でも、不相当と判断したときは家族モニターの調査参加を認めないことができるものとします。
3. モニターは、家族モニターが誠実に本モニター事業に協力するよう、善良な管理者の注意をもって監督するものとします。
4. 当社は、家族モニターの調査参加により生じた家族間のトラブル又はモニターが被った損害若しくは不利益について、当社の帰責事由がない限り、一切の責任を負いません。

(改定履歴)

- ・制定：2020年3月1日